

久留米市議会広報紙リニューアル業務仕様書

1 業務名

久留米市議会広報紙リニューアル業務

2 業務委託期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

3 業務の目的

本業務は、市議会と市民の媒体である議会広報紙「市議会だよりくるめ」のリニューアルを行うための新規デザインフォーマットの作成等を委託するものであり、市民ニーズを捉え、見やすく、わかりやすく、親しみやすい紙面レイアウトを作成することにより、多くの市民が手に取り読んでもらえる議会広報紙を作成する。また、市民の市議会への関心をさらに高め、市民にとって市議会がより身近なものになることを目的とする。

4 委託内容

- (1) 久留米市議会が年4回及び必要に応じて臨時発行（1号あたり約111,800部作成）する広報紙に係る新規デザインフォーマットを作成する。
- (2) 受託を受けた者（以下、受託者）は、作成から納品までの具体的なスケジュールを作成し提出する。また、納品までの進行管理は、久留米市（以下、市）と協議しながら確実に行うこと。なお、市は、素材及び資料の提供、校正などに協力する。
- (3) 受託者は、担当課の指示に基づき、必要に応じて3～5回程度開かれる議会広報委員会へ出席し、紙面の構成に係るアドバイスを行う。また、同委員会で委員から出された意見を新規デザインフォーマットへの反映に努める。
- (4) 議会広報委員会への出席及び、新規デザインフォーマット作成にかかる交通費や諸経費は受託者が負担する。

- ・ 本市議会広報紙「市議会だよりくるめ」に関する情報については、久留米市議会ホームページを参照のこと。

久留米市議会HPアドレス <http://www.city.kurume.fukuoka.jp>

5 成果物

成果物の内容は次のとおりとする。

- ・ 市議会広報紙デザインフォーマット…一式

内訳：最終的に確定した紙に出力された原版3部、及びその電子媒体（CD-R、DVD-R、HDD等）を1部、PDF版を1部

※新規デザインフォーマット作成にあたり、Adobe InDesign、Adobe Illustrator 及び Adobe Photoshop は CS5 以上としているが、それ以上のバージョンを使用する場合は、そのバージョンのほかに CS5 でも納品すること。

6 著作権等

- ・本業務により作成される成果物及び作成に関わる写真・図表等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）及び著作権は、市に帰属することとし、市は事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。
- ・本業務により作成される成果物について、市は必要に応じ、合理的な範囲で改変、修正することができるものとし、かかる改変、修正がなされる限り、受託者は市に対し同一保持権を行使しないこととする。

7 暴力団排除に関する事項

受託者は、当該業務の履行に当たって、下記の事項を遵守すること。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに市と業務に関する協議を行うこと。

8 特記事項

- (1) 業務を第三者に再委託せず、受託者が責任をもって行うこと。ただし、あらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りではない。
- (2) 法令、規程等を遵守し、遺漏のないようにすること。また、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、業務の信頼性及び安全性に努めること。
- (3) 納品データはウイルスチェックを実施するなどセキュリティの確保に努めること。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、別途協議の上、市の指示を受けること。